

くらしの安心情報

情報ファイル NO.35

平成 20 年 3 月 10 日

10 年前に「高配当」と勧誘され、和牛オーナー契約をした。配当が滞っているので解約したいが、業者と連絡がとれない...!



被害内容

【相談者 60 代女性】

10 年前に、「会社所有の牧場の和牛オーナーになれば、牛の売却益から年利 6% の高額配当が得られる。」と言われ、200 万円投資しました。しかし、1 年前から配当がなく、出資金も戻ってきません。業者と連絡がとれず、騙されたのでしょうか...!

対処方法

法律で定められた条件(事業の許認可など)を満たしていない「まがいの事業」に出資して被害にあう『預託商法』『出資金商法』のトラブルが増えています。預託の対象には、和牛以外にも、真珠・盆栽・施設利用の権利などがあります。

- ・ 「銀行の何倍もの利子」「老後資金を増やせる」「元本保証、高利息」などをうたい文句に勧誘されますが、リスクの説明は全く行われません。
- ・ 相談者には、この業者が出資法違反の疑いで捜査中であり、返金は難しいことを伝え、被害者対策弁護団の情報を提供しました。
- ・ 世の中に「必ず儲かる」という“うまい話”はありません。事業内容がよくわからない場合や、契約を急がせるような場合は、はっきりと断りましょう。
- ・ 一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村窓口、消費生活センターにご相談ください。

私の老後資金があ...



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)